

(認可外保育施設の利用料の無償化のための)

保育を必要とする理由を確認するための書類について

※認可外保育施設の利用料が無償化の対象となるのは、児童の保護者（両親、養親又は後見人など）のすべての方が、その児童を保育できないと認められる場合（保育の必要性が認定された場合）です。

※児童を保育できない事由は下記のとおりです。児童が保育を必要とする理由を確認するための書類として、児童の保護者のすべての方について、該当する下記の必要書類を提出してください。

No	保育の必要な事由	必要書類
1	就労 (就労時間の下限は1か月当たり60時間) (フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働などすべての就労) <u>※月収4万円以下の場合、「就労」とは認められません。</u>	○雇用・内定・内職証明書(様式あり) ○自営業確認書(様式あり) ※収入を税申告されていない場合は、源泉徴収票や収入証明書等の提出が必要となります。
2	妊娠・出産(産前2か月から産後2か月まで)	○母子健康手帳(妊婦氏名と分娩予定日のわかる部分)の写し
3	保護者の疾病・障害	○診断書(保育者として適さない旨が必ず記載してあること) ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの写し
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	○介護確認書(様式あり)及び介護、看護の状況等がわかる書類
5	災害復旧に当たっている	○申立書及びり災証明書等災害の状況がわかる書類
6	求職活動(起業準備を含む) <u>※60日を限度とします。</u>	○申立書及び求職活動をしていることがわかる書類
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	○在学証明書及び時間割等スケジュールがわかる書類
8	虐待やDVのおそれがある	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要	○育児休業中の保育施設継続利用の申立書 ○雇用証明書(育児休業の期間が記載されていること)
10	その他、No.1～No.9の理由に類する状態として市が認める場合	○市が必要と認める書類(各事由ごと)

※提出された書類の内容に変更があった場合は届出が必要です。

※提出された書類に虚偽の記載があった場合は、認定を取り消す場合があります。

※雇用証明書、自営業確認書、介護確認書は、筑西市の指定様式で提出してください。

(指定様式以外は受付できません。)